

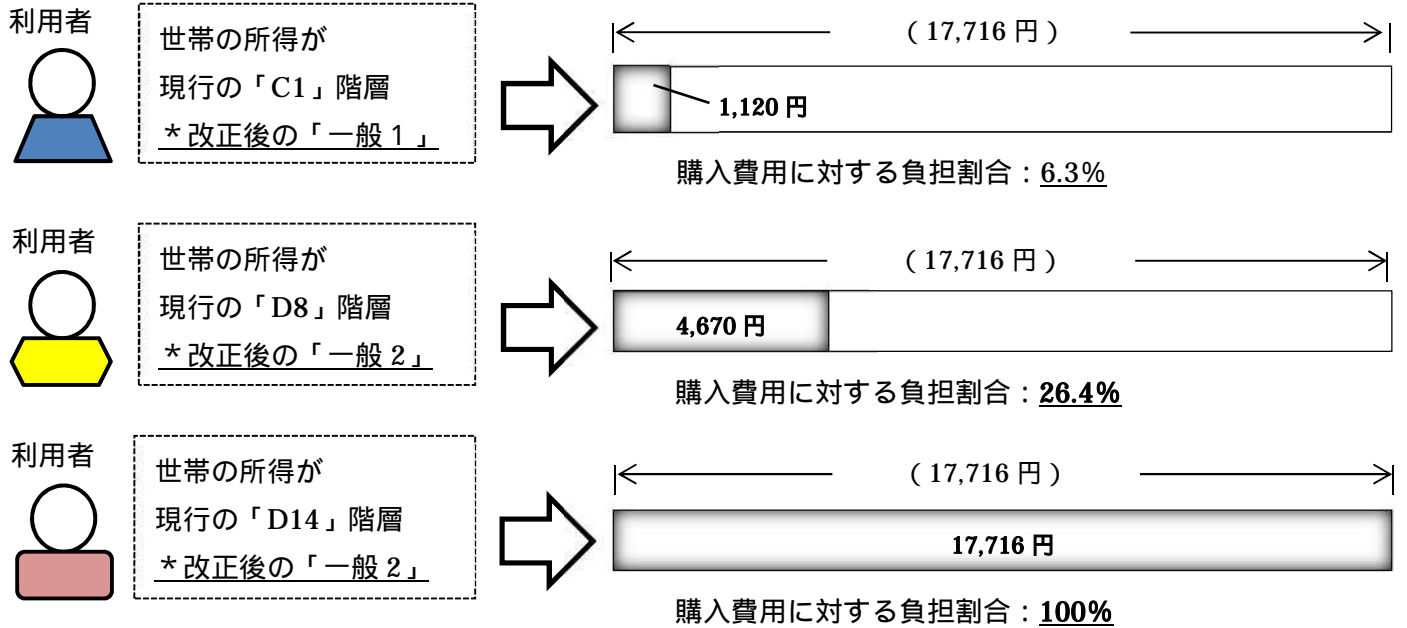
## 利用者負担額算定の例（現行制度・改正後）

例

ストマ装具（消化器系）17,716円を購入する場合

## 【現行】

利用者は、購入する用具の費用に関わらず、世帯の税額に基づき設定された徴収基準月額を負担する。



障害者が「世帯主又は最多収入者」のケースを想定

## 【改正後】

利用者は、用具の購入費用の1割に相当する額（「一般1」階層の場合上限1,120円）を負担する。

